

シ居ル模様アリ嚴密視察中ノ處九月二日支部幹部  
 吉田平四郎ハ別記煽動の印刷物ヲ撒布シタルニ付  
 所轄署ニ於テ取調ヘノ上九月四日拘留十日ニ處シ  
 タリ  
 右又由一通一報候也

別表

嘆願書

- 才一條 最低保証常備貸銀ハ一日一円五十銭トスルコト。
- 才二條 貸銀千圓一ヶ月毎ニ常備貸銀ノ二日分支給スルコト。  
 但シ一ヶ月申三日同ノ休業ハ皆勤ト見做スコト。
- 才三條 出張常備貸銀ハ出張シタル当人ニ支払フコト。
- 才四條 作業ノ負傷シタル坊合ノ治療代ハ店主全額負担スルコト。
- 才五條 傷害保証料金ハ店主全額負担スルコト。
- 才六條 各期中ノストーブ用石炭ハ往車ノ必要トスル大支給スルコト。
- 才七條 安心ハ往車ノ通リトスルコト。

右本月廿九日迄ニ由田養和年迄此等嘆願候也  
 昭和四年八月廿八日

現指従業員人夫一員

合和会社代表 宇内川金吉 殿